



28 綾川建第 328 号  
平成 28 年 6 月 14 日

綾川町都市計画審議会  
会 長 三 谷 朋 幹 様

綾川町長 藤 井 賢



### 綾川町都市計画地域地区の指定について（諮問）

現在、綾川町では平成 27 年 3 月に策定した「綾川町都市計画マスタープラン」に基づき、「誰もが住みたいまちづくり（集約型都市構造）」「人と環境にやさしいまちづくり（環境）」「支え合い、協働によるまちづくり（防災）」「見慣れた風景が心なごむまちづくり（景観）」を基本目標として、都市機能をより集約し、安全・安心、便利で快適なまちづくりに取り組んでいるところです。

綾川町都市計画マスタープランでは、綾川駅及び滝宮駅周辺を市街地ゾーンとして位置づけ、住宅、商業、行政、医療・福祉、教育・文化などの様々な用途を有した複合的な土地利用を図り、計画的な市街地形成を進めることとしています。

しかし、本地域を含む綾川町の都市計画区域は、建築物の用途についての制限を定める地域地区の指定がなされておらず、住民にとって望ましくない建築物等の立地や土地利用の混在による都市としての機能性、利便性の低下などが懸念されます。

このため、まちの中心拠点として位置づけている本地域において、良好な市街地を形成していくためには、周辺地域を含めた一体的・計画的な土地利用の規制と誘導が必要となってきます。

こうしたことから、都市計画法に基づく土地利用の規制と誘導を行うことが、土地利用環境の保全や秩序ある機能的なまちづくりを可能にするものと考えています。

つきましては、綾川町における都市計画地域地区の指定について、貴審議会において専門的かつ幅広い見地からご検討いただきたく、綾川町都市計画審議会条例第 2 条の規定に基づき諮問いたします。